

笠田高校いじめ防止基本方針

香川県立笠田高等学校

(基本方針)

平成25年9月、いじめ防止対策推進法が施行され、「学校いじめ防止基本方針の策定」と「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織を置くこと」が義務づけられた。また、平成29年6月、香川県いじめ基本方針の改訂を受け、本校では、「地域に根ざした特色ある学校づくりをとおして、生徒一人ひとりの個性を伸ばし、命と自然を愛し、勤労を尊ぶ態度を養い、時代の変化に対応できる自主・自立の精神を持ち、地域社会に貢献できる有為な生徒を育成する。」という教育方針のもと、いじめ防止推進のため、以下のとおり、笠田高校いじめ防止基本方針を定める。

1 いじめ防止の基本方針

- (1) 「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を、教育活動全体を通じて指導する。
- (2) 「いじめはどの生徒にも起こり得る」問題であることを教員は十分認識して指導にあたる。
- (3) いじめを許さない学校づくり、学級づくりを推進する。
- (4) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用により、生徒の悩みを積極的に、早い段階で受け止められる体制を整備する。
- (5) いじめる生徒に対しては、懲戒処分等の措置や警察への通報を含め、毅然とした指導を行う姿勢を日頃から示しておく。
- (6) いじめられている生徒並びに情報提供者には、学校が徹底して守り通す姿勢を日頃から示しておく。

2 未然防止・早期発見のための取り組み

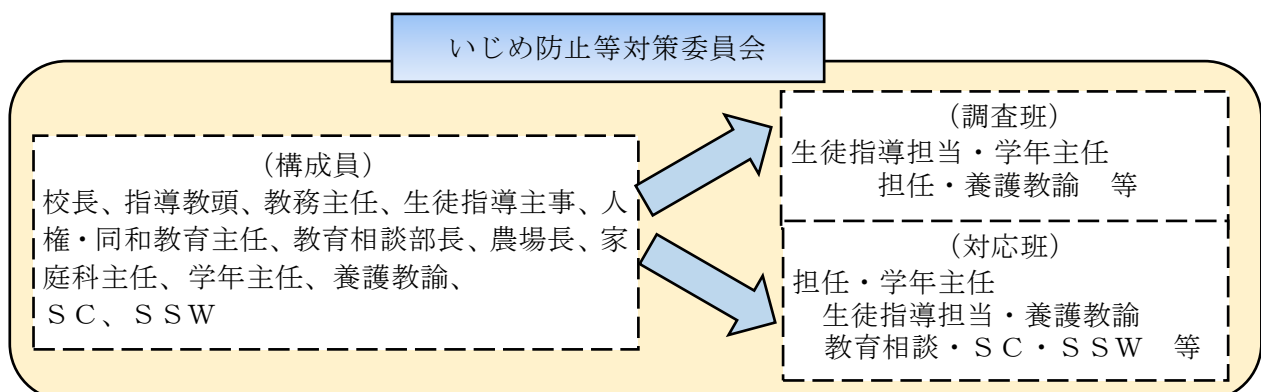
- (1) 「いじめは絶対に許さない」という意識を徹底するため、集会等を通じて継続的に指導する。
- (2) アンケート調査（紛失・被害・いじめ調査）を考査ごと（年間5回）に行う。
- (3) 年度当初、早い段階で家庭訪問を行うとともに、定期的に個人面談を行う。
- (4) 生徒が相談しやすい雰囲気づくりに努める。
- (5) いじめを発見したら、傍観者にならず、すぐに連絡するよう指導する。
- (6) 全教職員がいじめ問題への取り組みについて、年1回以上チェックし、実情に応じて見直しを行う。

3 早期対応の取り組み

- (1) 事実関係の把握を正確かつ迅速に行う。
- (2) 速やかに保護者に報告し、学校の指導方針に理解が得られるよう丁寧に説明する。
- (3) 学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、チームで指導を行う。
- (4) 事案の内容により、教育委員会や警察と連携して適切に対応する。

4 いじめ問題に対応するための組織

いじめ問題への取り組みにあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志を持ち、学校全体で組織的な取り組みを行う必要がある。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための「予防的」「開発的」な取り組みを、あらゆる教育活動において展開する。本校においては、いじめ問題への迅速で組織的な取り組みを推進するため、「いじめ防止等対策委員会」を設置し、そのチームを中心として、教職員全員で共通理解を図り、いじめ問題に対応していく。



5 個別のいじめへの対応

(1) いじめの発見

日常の観察・アンケート・生徒等からの情報によりいじめを発見する

(2) いじめの情報収集

情報を得た教職員・担任・学年主任等は生徒指導担当教員に報告しいじめについての情報収集を行い、教頭・校長と協議し、いじめ対策委員会を招集する

(3) いじめの事実確認作業

いじめ対策委員会において調査方法及び分担を決定し、調査班を編成しいじめの事実確認作業を行う

(4) 対応方針の決定・対応

いじめの対応・指導方針を決定し、対応班を編成しいじめの対応にあたる

- ・いじめを受けた生徒への対応（配慮・支援・助言）
- ・いじめを行った生徒への対応（指導・懲戒・謝罪）
- ・保護者への対応（助言・謝罪）
- ・教育委員会・警察・関係機関への対応（連絡・支援協力）

(5) 経過観察・再発防止

対応後、継続的に関係者を観察し再発防止に努める

6 重大事態への対応

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日（又は一定の期間連続して欠席している場合）を目安とする。

◎ 重大事態の発生

設置者（教育委員会）への報告

(1) 学校を調査主体とした場合

- ① 学校の下に、重大事態の調査組織を設置
- ② 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
- ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供
- ④ 調査結果を教育委員会に報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

(2) 学校の設置者が調査主体となる場合

- ① 設置者の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

